３）７⑵２）及び３）の要件を満たすことを証する書面の写し。

４）最新の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し。

５）納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の１から５までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和４年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社又は３社の組合せとする。

１）四国地方整備局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「暖冷房衛生設備工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）代表者及び代表者以外の構成員は、四国地方整備局における「暖冷房衛生設備工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

３）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

５）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和４年８月４日において次の要件を満たすものとする。

１）代表者が平成19年度以降に元請けとして、以下に示す工事における同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成19年度以降に元請けとして、以下に示す工事における同種工事２の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。

・同種工事１とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次の㋐から㋒の要件を満たす新築又は増築（増築の場合は既存部分を除く。）の暖冷房衛生設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。なお、㋐から㋒は同一工事かつ１棟の建物であること。

㋐　建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）の合計面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

㋑　建物規模：地上８階建以上で延べ面積10,000㎡以上

㋒　工事種目：空気調和設備又は給水設備又は排水設備を含む

・同種工事２とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次の㋐から㋒の要件を満たす新築又は増築（増築の場合は既存部分を除く。）の暖冷房衛生設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。なお、㋐から㋒は同一工事かつ１棟の建物であること。

㋐　建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）の合計面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

㋑　建物規模：地上３階建以上で延べ面積3,000㎡以上

㋒　工事種目：空気調和設備又は給水設備又は排水設備を含む

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の管工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

７⑴１）の認定（７⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑴１）の認定を受けていない構成員が７⑴１）の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、７⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに７⑴１）の認定を受けていないとき並びに当該認定を受けたものの認定の際に算定した経営事項評価点数が７⑴２）の条件に満たないとき又は７⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（７⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、当該工事の開札の時までに、構成員が７⑴１）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和４－６年度　徳島法務総合庁舎機械設備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。